⑶　工事場所　大阪府堺市堺区南瓦町２―28
⑷　工事概要　庁舎　鉄骨造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造）14階建(地下２階・塔屋２階)　延べ面積22,677㎡　新築１棟、地下接続道　鉄筋コンクリート造　地下１階　延べ面積15㎡　新築１箇所　機械関係設備　新設一式
⑸　工期　契約の翌日から平成25年２月28日まで
⑹　工事種目　空気調和設備、換気設備、排煙設備、自動制御設備、衛生器具設備、給水設備、排水設備、給湯設備、消火設備、ガス設備、機械式駐車設備
⑺　使用する主要な資機材　直だき吸収冷温水機　２台　チリングユニット　１台、コンパクト形空気調和機　29台、受水タンク　１基
⑻から⑽までは、第１号１⑻から⑽までに同じ。
２　競争参加資格
⑴は第１号２⑴に同じ。
⑵　近畿地方整備局における暖冷房衛生設備工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
⑶　近畿地方整備局における暖冷房衛生設備工事に係る一般競争参加資格の認定の際に、客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,100点以上であること(上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,100点以上であること。)。
⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
⑸　平成７年度以降に元請として完成し、引き渡しが完了した下記１）から６）までの要件をすべて満たす新設の暖冷房衛生設備工事（工事種目についてのシステム一式工事)(発注機関は問わない。)の施工実績（以下「同種工事の実績」という。)を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)。
１）建物用途　下記のａ)、ｂ）又はｃ）の用途
ａ）事務所・庁舎
ｂ）事務所・庁舎部分の合計面積が、下記４）の建物規模以上ある複合用途建築物
ｃ）建物内の事務室、会議室、研修室及び研究室（実験室は除く）の合計面積が、過半を超える施設
２）構造　鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造
３）階数　地上11階以上
４）建物規模　延べ面積20,000㎡以上
５）工事種目　空気調和設備
６）上記１）から５）は同一工事の実績であること。
なお、経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。)にあっては、構成員のうちの１社が平成７年度以降に元請として完成し、引き渡しが完了した同種工事の実績を有するとともに、その他の構成員が、平成７年度以降に元請として完成し、引き渡しが完了した下記７）から11）までの要件をすべて満たす新設の暖冷房衛生設備工事（工事種目についてのシステム一式工事)(発注機関は問わない。)の施工実績（以下「その他構成員の実績」という。)を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)。
７）建物用途　下記のａ)、ｂ）又はｃ）の用途
ａ）事務所・庁舎
ｂ）事務所・庁舎部分の合計面積が、下記９）の建物規模以上ある複合用途建築物
ｃ）建物内の事務室、会議室、研修室及び研究室（実験室は除く）の合計面積が、過半を超える施設
８）階数　地上３階以上
９）建物規模　延べ面積3,000㎡以上
10）工事種目　空気調和設備
11）上記７）から10）は同一工事の実績であること。
同種工事の実績及びその他構成員の実績が国土交通省が発注した工事のうち、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
⑹　次の基準を満たす監理技術者又は主任技術者（以下「配置予定技術者」という。)を当該工事に専任で配置できること。
１）１級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者。
２）平成７年度以降に元請として完成し、引き渡しが完了した上記⑸１）から６）までの要件をすべて満たす新設の暖冷房衛生設備工事（工事種目についてのシステム一式工事)(発注機関は問わない。)の経験（以下「同種工事の経験」という。)を有する者であること（共同企業体構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)。
同種工事の経験が国土交通省の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合は、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
３）及び４）は、第１号２⑹３）及び４）に同じ。
なお、経常ＪＶにあっては、構成員のうちの１社が上記１）から４）までの基準をすべて満たす配置予定技術者を当該工事に専任で配置できるとともに、その他の構成員も上記１）及び４）の基準を満たす主任技術者を当該工事に専任で配置できること。
また、申請書及び資料の提出時に配置予定技術者の候補者を特定できない場合、複数の候補者とすることができるが、競争参加資格の確認ができない候補者がいた場合は、その候補者以外のものを配置予定技術者とすることで競争参加資格を認めるものとする。
⑺から⑿までは、第１号２⑺から⑿までに同じ。
３　総合評価に関する事項
⑴　入札に関する事項
１）「工事目的物の性能・機能の向上に関する事項」を評価項目とし、具体的には以下のとおりである。
ａ）冷温水管（保温材含む）の品質向上のための施工方法の工夫
ｂ）空調ダクト（保温材含む）の品質向上のための施工方法の工夫
２）は第１号３⑴２）に同じ。
３）総合評価の方法は、次の要件に該当する者のうち、下記⑵によって得られる標準点と入札参加者それぞれの提案の評価による加算点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。
ａ）入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
ｂ）上記１）及び２）の内容が適正であること。
ｃ）評価値が標準点を予定価格で除した数値を下回らないこと。
⑵　入札説明書に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、標準点として100点を与えるものとし､「冷温水管（保温材含む）の品質向上のための施工方法の工夫」、「空調ダクト（保温材含む）の品質向上のための施工方法の工夫」についての評価の配点は、それぞれ30：20とし、指定テーマの得点（素点）の合計点を技術評価点とする。
施工体制については､「施工体制確保の確実性」及び「品質確保の実効性」について３段階で判定し､その評価に応じて､それぞれ15／５／０の加算点を与えるものとする。
⑶　上記⑴において、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。
⑷は第１号３⑷に同じ。
４　入札手続等
⑴から⑷までは､第１号４⑴から⑷までに同じ。
⑸　入札書の提出方法及び入札・開札の日時並びに場所　入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、書面により持参又は郵送（書留郵便に限る。)すること。
１）から３）までは、第１号４⑸１)から３）までに同じ。
４）開札は、平成23年１月28日午後２時30分　近畿地方整備局総務部契約課入札室にて行う。
５　その他
⑴から⑶までは､第１号５⑴から⑶までに同じ。
⑷　落札者の決定方法　上記３⑴３）に定める評価値の最も高い者を落札者とする。
ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。
⑸から⑿までは､第１号５⑸から⑿までに同じ。